

全社民発第 122 号
令和 2 年 8 月 5 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

全国民生委員児童委員連合会
会 長 得 能 金 市

民生委員・児童委員の活動環境の改善を求めます

―地域共生社会づくりのための制度改善と 2021(令和 3)年度予算に対する要望―

民生委員・児童委員は、100 年を越える歴史のなか、一貫して、地域住民に寄り添い、必要な機関へのつなぎ役として活動を続けてまいりました。今、国がめざす地域共生社会の構築は、全国 23 万余の民生委員・児童委員と意思を一にするものです。

安全・安心な生活、困りごとを発信し相談することができる環境、支え、支えられるまちづくりには、民生委員・児童委員が地域共生社会の包括的支援の一翼を担うことが期待され、委員自身も期待に応えるべく高い気概をもっています。

また、新型コロナウイルス禍のなかで、多くの民生委員・児童委員はさまざまに工夫を凝らして委員活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員が地域共生社会づくりの骨格のひとつとなるためには、委員活動をとりにくく環境整備を拡充することが不可欠です。社会に欠くことができない民生委員・児童委員制度を維持し、次の 100 年に向けて発展・展開することができるよう、国の支援を要望いたします。

【要望事項】

1. 「組織的委員活動を一層強化するため、連合民児協を法令上位置づけてください」

地域共生社会で民生委員・児童委員が期待に応えるためには、都道府県・指定都市、市区町村内の連絡・調整機能を有する連合民児協の機能強化が不可欠です。連合民児協の設置・役割を法令上に位置づけてください。

2. 「包括的な支援体制の整備には、委員活動の現状や課題を十分に反映させてください」

包括的な支援体制の整備にあたっては、民生委員・児童委員活動の現状や課題を十分に反映してください。特に、住民に身近な圏域における住民参加の活動拠点や相談体制などの体制整備は、単位民児協の圏域との整合性など民生委員・児童委員活動の環境整備に十分な配慮がなされるよう、地方公共団体の理解を強く求めてください。

3. 「委員活動の安心のために、活動保険は全額公費で負担してください」

新型コロナウイルス禍にあっても、民生委員・児童委員はさまざまに工夫し、地域で見守り等の支援に取り組んでいます。委員活動の安心のために、活動保険は全額公費で負担するなど、委員活動の事故補償の仕組みを充実させてください。

4. 「時代の要請に応えた活動を展開するため、委員活動のICT化の基盤を整備してください」

これからの地域共生社会の実現に向けては、デジタル社会の時代に見合った基盤を地域に整備することが急務です。民生委員・児童委員の活動の記録、関係機関との情報共有、研修などにおけるICT化を計画的に推しすすめるための予算を確保してください。

5. 「広報予算の継続確保と積極的な広報をお願いします」

多くの住民等の関心を高め理解を醸成し、民生委員・児童委員の活動環境を整備するため、引き続き、国の広報関係予算確保と、より一層積極的な広報を要望します。

6. 「研修事業の拡充、研修参加促進に必要な予算の確保を要望します」

活動に必要な幅広い知識を習得するための研修の充実は重要であり、研修事業の拡充、参加促進のために必要な予算確保を要望します。

7. 「平常時の福祉的支援策の拡充を、地方公共団体に呼びかけてください」

災害時は、民生委員・児童委員が自身の安全の確保や生活復旧を最優先し、民児協としての活動が展開できるよう、基盤となる被災者等への福祉的支援策の拡充を、地方公共団体に呼びかけてください。また、これまで甚大な被害を受けた被災者への支援活動を継続してください。

8. 「委員活動活性化や効率的展開のために、委員制度の見直しと弾力運用をお願いします」

民生委員・児童委員活動の活性化、効率的な活動展開のために、単位民児協の設置要件や、区域担当民生委員・児童委員、主任児童委員の配置基準見直しや、制度の弾力運用を図ってください。

【要望事項の詳細】

1. 「組織的委員活動を一層強化するため、連合民児協を法令上位置づけてください」

地域共生社会で民生委員・児童委員が期待に応えるためには、都道府県・指定都市、市区町村内の連絡・調整機能を有する連合民児協の機能強化が不可欠です。連合民児協の設置・役割を法令上に位置づけてください。

- 市・区、都道府県、全国の各段階には、連合体としての民児協(連合民児協)があり、法定単位民児協の活動や委員個人の活動を支えています。

国がめざす地域共生社会では民生委員・児童委員にさまざまな期待があり、連合民児協の会長等代表者が各種の公的な合議体や地域協議会等に参画する機会が増えました。

委員が個人で、または代表者として、無理なく過度の責任を負うことなく地域で活動するには、法定単位民児協が委員活動を支えることに加え、都道府県・市区町村を圏域とする連合民児協の連絡・調整・活動支援機能が重要です。

とくに新型コロナウイルス感染症と向き合う状況が長く続けば、連合民児協の調整力と支援力は、委員支援・単位民児協支援に大いに力を発揮すると思われます。

- しかし連合民児協は法令上の根拠がない任意組織であるため、動内容や財政力に格差があり、委員活動を支えるには体制が不十分です。また、連合民児協組織を代表して会合等に出席する者の立場は不明瞭です。

加えて連合民児協には法令上意見具申権がなく、市・区、都道府県、全国圏域で把握したニーズを行政等に伝えることができる立場にありません。このことは、地域共生社会づくりの大きな障壁となります。

- 連合民児協の活動基盤を整備するため、設置・役割を法令上位置づけ、予算措置を図ってください。

2. 「包括的な支援体制の整備には、委員活動の現状や課題を十分に反映させてください

包括的な支援体制の整備にあたっては、民生委員・児童委員活動の現状や課題を十分に反映してください。特に、住民に身近な圏域における住民参加の活動拠点や相談体制などの体制整備は、単位民児協の圏域との整合性など民生委員・児童委員活動の環境整備に十分な配慮がなされるよう、地方公共団体の理解を強く求めてください。

- 地域に包括的な支援体制が整備されることで、安全・安心に暮らすことができる共生社会が実現することは、民生委員・児童委員活動がめざすところであり、活動そのものの活性化も期待できます。

そのため特に、住民に身近な圏域に整備する住民参加の活動拠点等や総合的な相談支援の仕組みは、単位民児協の圏域と整合性を図るなど、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに十分な配慮が必要です。

- 地域福祉計画の策定・見直しを通して整備される包括的な支援体制に、民生委員・児童委員活動の現状や課題などが十分に反映されるよう、地方公共団体に強く理解を求めてください。

(例:委員活動からわかる地域の支援体制の整備課題)

平成 28 年に実施した全国モニター調査で明らかとなったこと

- ・全委員の 4 分の 1 が、多様な生活課題・福祉課題を抱えていても支援につながっていない困難事例(約 5 万 4 千件)を日ごろの活動で発見し、支援した経験があること
- ・一方で、うち約 3 割の事例は適切な専門機関につなぐことができない、また、つなぎ先があっても約 1 ~ 2 割は必要な支援に至らない状況
- ・さらに、やむをえず委員が単独で支援している実態も少なくないこと など

3. 「委員活動の安心のために、活動保険は全額公費で負担してください」

新型コロナウイルス禍のなかで、民生委員・児童委員はさまざまに工夫し、地域で見守りや相談、情報提供等の支援に取り組んでいます。委員活動の安心のために、活動保険は全額公費で負担するなど、委員活動の事故補償の仕組みを充実させてください。

- 民生委員・児童委員活動保険は、平成 26 年度に民生委員・児童委員の活動上の安全・安心を保障するべく創設され、保険料(1 人年額 760 円)の 2 分の 1 相当分を国の補助で賄っています。
- 新型コロナウイルス禍のなかで、民生委員・児童委員はさまざまに工夫し、地域で見守りや相談、情報提供等の支援に取り組んでいます。先般、委員活動において罹患した場合も、民生委員・児童委員活動保険の補償対象となりました。
については、本活動保険の保険料を全額公費で負担(現行補助率 1/2[国])されるよう要望します。
- また、地域の支えあいの中心となる民生委員・児童委員や保護司、人権擁護委員、消防団員など、善意の人びと(非常勤の公務員)に事故あるときの公務災害の適用状況や補償内容、国・地方公共団体の財政負担の実態を把握し、比較研究することを求めます。

4. 「時代の要請に応えた活動を展開するため、委員活動のICT化の基盤を整備してください」

これからの地域共生社会の実現に向けては、デジタル社会の時代に見合った基盤を地域に整備することが急務です。民生委員・児童委員の活動の記録、関係機関との情報共有、研修などにおける ICT 化を計画的に推しすすめるための予算を確保してください。

- 全国規模で感染予防・感染拡大防止を第一に生活しなければならなかった新型コロナウイルスの流行は、民生委員・児童委員活動にも影響を与え、委員は活動の自粛と変容を求められました。収束に向かう兆しが見えない限り、新たな活動スタイルの導入を求められます。
- 社会情勢を捉え、時代に見合った活動を取り入れたり、リモートでの研修や会議を可能としたりするよう、民生委員・児童委員活動にもICT化を推しすすめる計画的な施策と予算の確保をお願いします。

(例)

- ① 法定単位民児協ごとのタブレット等の機材の支給
- ② 活動記録の入力・集計・提出に資するシステムまたはアプリケーションの開発と提供、など
- ③ 見守り対象世帯と表情を見て会話することができるWebシステム・機材の導入

5. 「広報予算の継続確保と積極的な広報をお願いします」

多くの住民等の関心を高め理解を醸成し、民生委員・児童委員の活動環境を整備するため、引き続き、国の広報関係予算確保と、より一層積極的な広報を要望します。

- 地域共生社会をめざすまちづくりでは、住民を見守り、相談に応じ、必要な支援につなぐ民生委員・児童委員に大きな期待が寄せられています。期待が高じて求められる協力活動が増え続ける結果、委員の負担は重くなり、新たな委員候補者(なりて)確保の難しさは全国的な課題です。
- 地域ごとに定める委員定数が増える一方、他方で3年に一度の一斉改選ごとに委員充足率が下がっています。民生委員・児童委員のなりてを確保し、委員活動の充実を図るため、引き続き、国の広報関係予算確保と、より一層積極的な広報を要望します。

- なお、平成 30 年度に 10～70 代の 1 万人を対象として実施したインターネットによる意識調査では 10～20 代の約 2 割が民生委員・児童委員になりたいと答え、社会貢献志向の高さをうかがうことができました。国民的理解がすすみ、次代を支える将来の委員候補者に広報やアピールが行き届くよう、貴省の一層の取り組みに重ね、関係省庁にもはたらきかけをお願いいたします。

6. 「研修事業の拡充、研修参加促進に必要な予算の確保を要望します」

活動に必要な幅広い知識を習得するための研修の充実は重要であり、研修事業の拡充、参加促進のために必要な予算確保を要望します。

- 例年一斉改選では 3 割が新任委員であり、平成 28 年度の全民児連調査では委員の 6 割が在任 2 期目までであることが明らかとなりました。また、委員の回答では、委員活動を続けるために希望することの上位に、「自身の資質向上」があがりました。
ところが地方分権改革により民生委員・児童委員研修が「都道府県知事が必要と認める内容」での実施に改められたことで、関係予算や研修機会などが削減されたと聞き及びます。
- 活動に必要な幅広い知識を習得するための研修は重要です。研修事業の拡充、参加促進のために必要な予算確保を要望します。
- 例えば、民生委員・児童委員の指導訓練義務がある都道府県が、他圏域の研修に必要な者を派遣するための経費を確保する、都道府県や市町村等が実施する研修内容のガイドラインを示すなど、国は、地方公共団体間の格差解消に取り組んでください。

7. 「平常時の福祉的支援策の拡充を、地方公共団体に呼びかけてください」

災害時は、民生委員・児童委員が自身の安全の確保や生活復旧を最優先し、民児協としての活動が展開できるよう、基盤となる被災者等への福祉的支援策の拡充を、地方公共団体に呼びかけてください。また、これまで甚大な被害を受けた被災者への支援活動を継続してください。

- 民生委員・児童委員は、9 割を超える市区町村の避難行動要支援者名簿の共有先とされています。発災後の安否確認や被災者へのニーズ把握や生活支援など、災害時、委員活動には大きな期待が寄せられますが、民生委員・児童委員も被災地住民のひとりであり、自らの安全や生活復旧を優先した後で、被災者安否確認や相談支援などを行うべきです。
- そのため本会は、平成 31 年 3 月に、「災害時に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を公表し全国の民児協組織や関係団体に周知したほか、国の災害対策の中心を担う内閣府にも、強く理解を求めました。
- 発災時初期の安否確認や住民支援を民生委員・児童委員活動に頼るのは限界があります。
発災時に福祉関係者の派遣や福祉避難所の設置など福祉的被災者支援が展開されるよう、都道府県を単位に社協や福祉施設、民児協等の福祉関係者による広域ネットワークが形成されつつあります。いつでもどの地域でも災害規模に即応した効果的な福祉的支援が展開されるよう、公的財源による支援を拡充してください。
このことは、住民のひとりである被災地の民生委員・児童委員の負担軽減や効果的な活動につながると考えます。

- なお、これまで甚大な被害を受けた大規模災害の被災地では、今も避難生活を送り、生活復旧の見通しが立たない住民がいます。被災地の民生委員・児童委員には、他所に避難した被災住民の相談支援活動を継続している者もいます。
被災者への支援活動を継続すること、また、民生委員・児童委員が連携する地域支え合いセンターや生活支援相談員などの支援が継続されるよう財源措置を求めます。

8. 「委員活動活性化や効率的展開のために、委員制度の見直しと弾力運用をお願いします」

民生委員・児童委員活動の活性化、効率的な活動展開のために、単位民児協の設置要件や、区域担当民生委員・児童委員、主任児童委員の配置基準見直しや、制度の弾力運用を図ってください。

- 法定民児協(単位民児協)は、民生委員法第 20 条 2 項で、町村では特別の事情のある場合以外は全域をもって 1 民児協とするべきとされています。この規定は、必要があれば複数の民児協設置を可能とするものですが、民児協の分割に理解が得られないのが現実です。
- また現在、区域担当民生委員の配置基準は、国が示す参酌基準を踏まえ、都道府県が市町村長の意見を聞いて条例で定め、世帯数ごとに配置することとされています。
都市部ほど担当世帯数が多い実態があり、かたや町村部では 1 人の委員が広域を担当している場合もあり、参酌基準が世帯数のみであることは必要な配置を行うべき地方自治体の判断を鈍らせます。
- 主任児童委員の配置も同様です。子どもや子育て家庭の支援課題は多岐にわたり、とくに学校との関係が強く重要な主任児童委員は、実態に鑑み学区単位の配置等が求められます。
- 民生委員・児童委員活動の活性化、効率的な活動展開のために、単位民児協の設置要件や、区域担当民生委員・児童委員、主任児童委員の配置基準見直しや、制度の弾力運用を図ってください。